

# 秋田市地域防災計画

## 第21次修正の修正概要

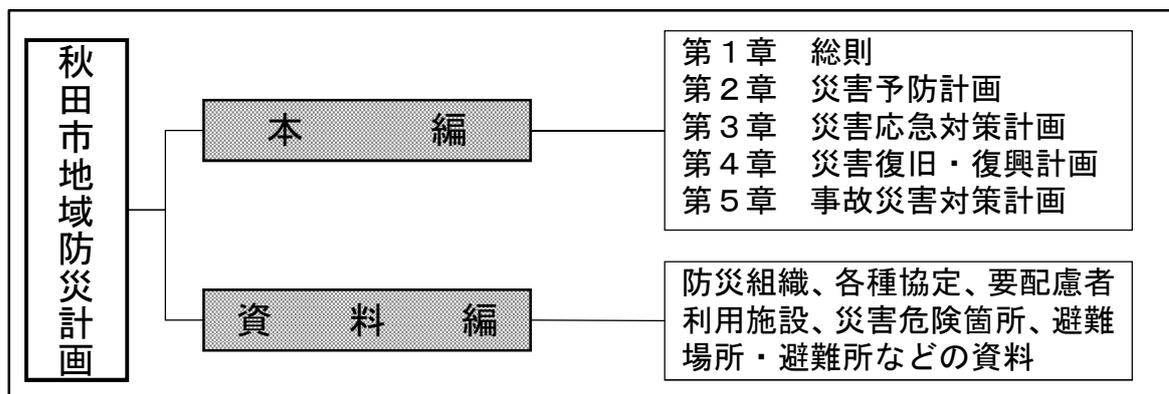
### 1 修正の目的

本市の地域防災計画は、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的に、昭和39年に策定し、おおむね5年ごとに更新を行ってまいりました。

今回の第21次修正は、平成31年3月以降、様々な自然災害等を教訓として、災害対策基本法をはじめとする関連法令や、国の防災基本計画、秋田県地域防災計画の改訂が行われており、これらの計画との整合を図るとともに、昨年7月の豪雨災害における課題や対応等について検証を行ったことから、これらを計画に反映しようとするものです。

### 2 計画の体系

秋田市地域防災計画は、「本編」と「資料編」の全2編で構成しています。



### 3 修正の概要

修正に当たっては、以下の視点で、国の防災基本計画や県の地域防災計画、令和5年7月豪雨における課題、その他社会情勢等を踏まえた課題を適切に反映するとともに、各関係機関等からの意見も参考にしております。

- ① 防災基本計画および秋田県地域防災計画との整合
- ② 社会環境の変化や法令の改正等に伴う見直し
- ③ 令和5年7月豪雨災害の検証結果の反映

## 4 主な修正事項

### 第1章 総則

「総則」は、市および防災関係機関の役割分担、防災対策の基本的方針等について定めています。

今回の修正では、市の防災体制の強化のため、災害対策本部体制を見直しました。また、本市の人口や気候の状況など、必要な時点修正を行いました。

#### ① 災害対策本部事務局体制の強化（P 21）【第3節2項】

災害対策本部体制へ、本部事務局体制と本部事務局の事務分掌を新たに追加しました。

### 第2章 災害予防計画

「災害予防計画」は、災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるために必要な事前の措置について定めた計画です。

今回の修正では、市は防災知識の普及を図るため、イベントを通じた普及活動や学校における防災教育を実施するほか、避難情報などを市民のみなさんへ確実に伝えるため、様々な伝達手段を用いて発信するとともに、具体的な避難情報の発令基準の設定や災害時に優先すべき業務を絞り込み、市役所全体で対応するための体制構築などについて見直しました。

また、避難時の対応については、感染症まん延時の対策として指定避難所の開設・混雑状況等の周知手段を整備するほか、避難所運営を行う上で専門家、NPO・ボランティア等と連携することを決めました。

このほか、災害に備えて市が事前に整備しておく体制として、外部からの応援職員の受入体制や、大規模な災害が発生した際に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるための実施体制を確保することなどについて見直しました。

#### ① 情報伝達手段の整備（P 85）【第2節1項】

市は、市民への災害情報の伝達として、緊急速報メール、防災ラジオ、市ホームページ、SNSのほか、防災ネットあきたのメールや視覚障がい者および土砂災害区域の住民向けの自動電話サービス、聴覚障がい者向けの自動FAXサービス等、多様な伝達手段を活用するとともに、新たな伝達手段の構築に努めることについて新たに追加しました。

#### ② 企業の役割（P 98）【第4節1項】

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、テレワーク、時差出勤、計画的な休業等の外出抑制を実施することについて新たに追加しました。

### ③ 防災知識の普及（P 1 0 2）【第 5 節計画の方針】

市は、市民が防災に関して正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、平常時から地震体験車などを活用した市民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努めることを新たに追加しました。

### ④ 個別訓練の追加（P 1 1 3）【第 6 節 1 項】

市は、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練を実施することを新たに追加しました。

### ⑤ 避難情報の発令基準の設定（P 1 3 2）【第 1 0 節 2 項】

洪水等に対する市民の警戒避難体制として、市は、洪水予報河川および水位周知河川以外の中小河川についても、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等を活用し、具体的な避難指示等の発令基準を設定することなどを新たに追加しました。

### ⑥ 避難情報の発令（P 1 7 3）【第 1 6 節 1 項】

市は、災害時に躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時に優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めることを新たに追加しました。

### ⑦ 指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知（P 1 7 8）【第 1 6 節 3 項】

市は、災害により最寄りの指定緊急避難場所が異なることを事前に周知するほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、市ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるよう、記載を見直しました。

### ⑧ 指定避難所の運営管理（P 1 8 2）【第 1 6 節 4 項】

市は、住民等に対し、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう、あらかじめ避難所内の施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることを新たに追加しました。

市および各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めることを新たに追加しました。

加えて、市は、平常時から感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応について必要な措置を講じることを新たに追加しました。

### ⑨ 要配慮者の実態把握（P 193）【第19節2項】

地域の自主防災組織、町内会等又は民生委員・児童委員が、災害時における支援活動のあり方などについて平常時から検討し、整備することについて新たに追加しました。

### ⑩ 応援職員受入体制の整備（P 211）【第22節1項】

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるほか、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めることを新たに追加しました。

### ⑪ 非常用電源等の整備と燃料の確保（P 273）【第41節1項】

市および各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するほか、燃料の備蓄等に努めることを新たに追加しました。

### ⑫ 罹災証明書交付体制の整備（P 275）【第42節1項】

市は、大規模災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時から、住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携など、必要な業務の実施体制の整備に努めることを新たに追加しました。

## 第3章 災害応急対策計画

「災害応急対策計画」は、災害が発生した場合の応急的救助等、災害の拡大を防止するための措置について定めた計画です。

今回の修正では、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準について基本的な考え方を記載し、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルを付して発令することについて見直しました。

また、災害から命を守るための施設として、指定緊急避難場所をいち早く開設する必要があることから、施設の解錠について、市または施設の管理者が迅速に行えるよう連絡体制を整備するとともに、地域住民と連携することについて見直ししたほか、避難所の防犯対策として、必要に応じて警察等と連携し、犯罪やハラスメントの未然防止策を講じ、避難者が安心して避難生活を送ることができる環境の整備に努めることや、能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所を開設した早い段階からパーティションや簡易ベッドの設置について留意することを新たに追加しました。

このほか、災害時には、NPOやボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となることから、秋田市社会福祉協議会と連携してNPO等の支援内容を把握するとともに、ボランティア活動を積極的に支援することについて見直しました。

### ① 受援計画の策定（P 286）【第2節7項】

市は、災害時において他の自治体や防災関係機関から円滑に応援を受けることができるよう、あらかじめ、受援計画を策定することを新たに追加しました。

## ② 安否不明者への対応（P 3 3 8）【第 6 節 7 項】

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うことを新たに追加しました。

## ③ 秋田市災害時医療救護マニュアルに基づく活動（P 3 7 2）【第 1 2 節 計画の方針】

市は、秋田市災害時医療救護マニュアルに基づき初期医療体制や搬送体制の強化を図ることを追加しました。

## ④ 警戒レベルに応じた避難情報の発令（P 4 0 5）【第 1 6 節 1 項】

市は、災害の切迫度に応じて 5 段階の警戒レベルを付して避難情報を発令することを新たに追加しました。

## ⑤ 市民の避難に関する留意事項（P 4 1 1）【第 1 6 節 3 項】

避難行動時に必要となる物品について、市民が、避難の際に持ち出し携行する「非常持出品」を準備すること、外出時に災害が起きた場合に備え、「常時携行品」の携行についても心がけることについて、記載を見直しました。

## ⑥ 避難場所の開設への対応（P 4 2 1）【第 1 7 節 1 項】

市または施設の管理者が、迅速に避難場所の解錠を行えるよう連絡体制を整備するとともに、地域住民との連携により施設のいち早い解錠について留意することを新たに記載しました。

## ⑦ 避難所の運営に関する事項（P 4 2 7）【第 1 7 節 3 項】

市は、避難所における防犯対策として、必要に応じて警察等と連携し、犯罪やハラスメントの未然防止策を講じ、避難者が安心して避難生活を送ることができる環境の整備に努めることを新たに追加しました。

また、早い段階からのパーティション・簡易ベッドの設置や、生活水の確保などについて新たに追加しました。

## ⑧ 災害ボランティアセンターにおける人員確保（P 4 6 3）【第 2 6 節 4 項】

市は、災害ボランティアセンターの運営に係る人員体制について、平時より秋田市社会福祉協議会や関連団体と人員派遣について協議し、人員確保に努めることを新たに追加しました。

## 第 4 章 災害復旧・復興計画

「災害復旧・復興計画」は、市民生活や経済の安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧、市の復興のための措置について定めた計画です。

今回の修正では、災害時に被災者一人ひとりの状況を把握し、きめ細かな支援が必要であることから、災害ケースマネジメントを継続的に実施することを方針として記載するほか、被災者への戸別訪問や相談対応などの支援により、支援が必要な被災者の課題の把握を行い、ケース診断会議を実施した上で、適切な支援策につなげることについて記載しました。

### ① 災害ケースマネジメントへの移行（P576）【第1節18項】

市は、平常時から秋田市社会福祉協議会やNPO等の民間団体など支援機関と連携体制を構築し、災害発生後は被災者に必要な支援を迅速にきめ細かに届けられるよう状況を把握した上で復興支援を行う災害ケースマネジメントの手法に移行し、継続的に支援を実施することを新たに追加しました。

※災害ケースマネジメントとは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組です。

## 第5章 事故災害対策計画

「事故災害対策計画」は、大規模火災の発生や危険物等による事故、海上災害等の大規模事故発生時の措置について定めた計画です。

今回の修正では、前回以降に変更となった組織名や施設の状況などについて時点修正を行いました。